つくばみらい市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年６月１０日（水）午後１時３０分から午後２時８分まで

２．開催場所　つくばみらい市役所　谷和原庁舎　２階　第１・２会議室

３．出席者

農業委員（８人）

会長	５番	中山　雅史
会長職務代理	４番	岡野　幸雄
委員	１番	中山　一徳
委員	３番	菊地　典夫
委員	６番	中山　茂
委員	７番	文藏　雄嗣
委員	８番	仲井　一人
委員	９番	山中　正市

農地利用最適化推進委員（１０人）

委員	田中　茂
委員	飯田　一夫
委員	澁谷　正信
委員	文隨　靖
委員	中島　良昭
委員	根本　誠一
委員	吉田　義博
委員	稲見　悦子
委員	瀬川　仁
委員	飯泉　秀夫

農業委員会事務局職員（３人）

事務局長	大久保慎太郎
事務局長補佐	福田　渉
係長	飯山　克彦

４．欠席委員

委員	２番	古谷　幸保
委員	１０番	中山　和広

５．傍聴者
　なし

６．議案
　議案第１号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可について
　議案第２号　農地法第４条の規定による許可について
　議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について
　議案第４号　非農地証明発行可否について
　議案第５号　農地改良協議に対する同意について
　議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

　報告事項
　①農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
　②農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書について

７．会議の概要

１．事務局（大久保事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和８年６月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。

議事日程の２番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいたします。

１．議　長（中山会長）

大変お忙しい中、６月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席いただいておりまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見を言うことはできますので、積極的な発言をお願いいたします。

本日は、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定しておりますので、引き続き皆様方の御協力をお願いします。

最後になりますが、本日の総会は、議案６件と報告事項２件となっています。

皆様の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

１．事務局（大久保事務局長）

ありがとうございました。本日は、２番古谷委員、１０番中山和広委員より欠席の旨の通告がありました。出席委員は１０名中８名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の１０名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第４条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

１．議　長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いします。

まず、議事日程の３番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

１．議　長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、３番菊地委員、４番岡野会長職務代理者の２名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第１号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１．事務局（大久保事務局長）

議案第１号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請は３件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号１番、申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号２番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号３番、申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、宅地、現況、畑、面積は[redacted]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第３条第２項各号につきましては、別紙「農地法第３条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

１．議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。４番岡野会長職務代理者よりお願いします。

１．岡野会長職務代理者

６月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、中山茂委員、文藏委員、私、事務局からは大久保事務局長、福田事務局長補佐の６名で書類審査、現地調査を行いました。

受付番号１番、地図は２ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約１７アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は３名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、１筆、[redacted]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、ブルーベリーを作付する予定です。

続きまして受付番号２番、地図は３ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約２３７アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は２名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、１筆、[redacted]㎡、登記、現況とも田、１筆、[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、果樹、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号３番、地図は３ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、宅地、現況、畑、１筆、[redacted]㎡を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

上のことから、受付番号１番から受付番号３番については、農機具等も所有しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

１．議　長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第１号受付番号１番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号３番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第１号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

１．議　長（中山会長）

続いて議案第２号「農地法第４条の規定による許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１．事務局（大久保事務局長）

議案第２号「農地法第４条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第４条の規定による許可申請は１件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号１番、申請理由は農家住宅建築のためとなっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。

説明は以上です。

１．議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。４番岡野会長職務代理者よりお願いします。

１．岡野会長職務代理者

６月３日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号１番、地図は６ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、既に農業倉庫が建築されておりましたが、農地法の許可を得ていなかったことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請地の農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第１種農地と判断いたします。

申請者は、申請地２筆、[redacted]㎡、宅地２筆、[redacted]㎡、合計４筆、[redacted]㎡を利用し、農家住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農家住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

１．議　長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第２号受付番号１番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

１．議　長（中山会長）

続いて、議案第３号「農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１．事務局（大久保事務局長）

議案第３号「農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第５条の規定による転用許可申請は８件となっております。７ページをご覧ください。

受付番号１番、申請理由は、資材置場整備のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は、登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番、地目は、登記、現況とも田、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号２番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号３番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、

[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計３筆、[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号４番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計６筆、[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号５番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号６番、申請理由は、長屋住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号７番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計６筆、[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号８番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡、合計２筆、[redacted]㎡でございます。

説明は以上です。

１．議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。７番文藏委員よりお願いします。

１．　文藏委員

６月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

メンバーは、先程、議案第１号で岡野会長職務代理者から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号１番、地図は９ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、既に資材置場として使用しておりましたが、農地法の許可を得ていなかったことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請地の農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第１種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地で金属加工業をおこなっており、受注増加に伴い、資材置場が手狭になったため、申請地２筆、[redacted]㎡を利用し、金型、パレット、金属かご等を置く計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号２番、地図は１０ページ、１１ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が１０ｈａ未満の区域に位置する小集団の農地であるため、２種農地と判断いたします。

申請者は、申請地２筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号３番、地図は１０ページ、１１ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が１０ｈａ未満の区域に位置する小集団の農地であるため、２種農地と判断いたします。

申請者は、申請地３筆、[redacted]㎡を利用し、自己」住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号４番、地図は１０ページ、１１ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が１０ｈａ未満の区域に位置する小集団の農地であるため、２種農地と判断いたします。

申請者は、申請地６筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号５番、地図は１０ページ、１１ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が１０ｈａ未満の区域に位置する小集団の農地であるため、２種農地と判断いたします。

申請者は、申請地２筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号６番、地図は１２ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が１０ｈａ未満の区域に位置する小集団の農地であるため、２種農地と判断いたします。

申請者は、申請地１筆、[redacted]㎡を利用し、長屋住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金及び融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、

長屋住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号７番、地図は１３ページ、１４ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が４０パーセントを超えていることから、第３種農地と判断いたします。

申請者は、申請地６筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号８番、地図は１３ページ、１４ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が４０パーセントを超えていることから、第３種農地と判断いたします。

申請者は、申請地２筆、[redacted]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

１．議　長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第３号受付番号１番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号３番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号４番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号５番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号６番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号７番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号８番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第３号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

１　議　長（中山会長）

続いて、議案第４号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１．事務局（大久保事務局長）

議案第４号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は１件となっております。１５ページをご覧ください。

受付番号１番、申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]㎡でございます。

説明は以上です。

１．議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。６番中山茂委員よりお願いします。

１．中山茂委員

６月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第１号で岡野会長職務代理者から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号１番、地図は１６ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。

今回提出されました受付番号１番につきましては、現地調査、申請書類等の審査をしたところ、平成１７年１１月以前から墓地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号１番につきましては、関係法令との調整も行っており、茨城県が発行している農地法関係　事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

１．議　長（中山会長）

ありがとうございました。現地調査、書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第４号受付番号１番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第４号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第４号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

１．議　長（中山会長）

続いて、議案第５号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１．事務局（大久保事務局長）

議案第５号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議書は２件となっております。１７ページをご覧ください。

受付番号１番、申請地は、[redacted]字[redacted]番[redacted]、地目は登記、田、現況、畑、面積[redacted]㎡でございます。

続きまして受付番号２番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積[redacted]㎡、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積[redacted]㎡、合計３筆、[redacted]㎡でございます。

説明は以上です。

１．議　長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いいたします。６番中山茂委員よりお願いします。

１．中山茂委員

６月３日、午前８時４０分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

受付番号１番、地図は１８ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。

今回提出されました農地改良計画の内容は、田畑転換するための申請になります。

搬入期間については、令和８年６月１９日から８月３１日までとなっております。

搬入土は、[redacted]で、[redacted]の発生土を用いて盛土する計画になっており、搬入後は、ほうれん草の作付けを予定しております。

続きまして受付番号２番、地図は１８ページになります。

申請地は、[redacted]の[redacted]側になります。

今回提出されました農地改良計画の内容は、田畑転換するための申請になります。

搬入期間については、令和８年６月１９日から８月３１日までとなっております。

搬入土は、[redacted]で、[redacted]の発生土を用いて盛土する計画になっており、搬入後は、ほうれん草の作付けを予定しております。

以上のことから、今回提出されました受付番号１番、受付番号２番につきましては、農地改良協議に対する同意をしても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

１．議　長（中山会長）

ありがとうございました。現地調査、書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第５号受付番号１番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号２番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第５号について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第５号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

１．議　長（中山会長）

続いて、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

１．事務局（大久保事務局長）

議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。１９ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が２４筆で、６４，９４４㎡、畑が４筆で、８，９０９㎡、合計２８筆、７３，８５３㎡です。貸し手が１１人で、借り手が９人となります。

次に更新案件ですが、田が５筆で、１８，２８９㎡です。貸し手が３人で、借り手が３人となります。

合計では、田が２９筆で、８３，２３３㎡、畑が４筆で、８，９０９㎡、合計３３筆、９２，１４２㎡です。貸し手が１４人で、借り手が１２人となります。

権利の設定開始は、令和８年８月１日からとなります。

詳細につきましては、２０ページ、２１ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

１．議　長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいりますが、２１ページの受付番号２７番から受付番号３０番は４番岡野会長職務代理者、受付番号３１番は３番菊地委員、受付番号３２番、受付番号３３番は５番、私、中山が議事参与の制限となっております。したがいまして、４つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号１番から受付番号２６番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第６号の受付番号１番から受付番号２６番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第６号の受付番号１番から受付番号２６番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

１．議　長（中山会長）

続いて、受付番号２７番から受付番号３０番について審議いたします。４番岡野会長職務代理者の退席をお願いします。

（岡野会長職務代理者退席）

１．議　長（中山会長）

それでは審議します。受付番号２７番から受付番号３０番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第６号の受付番号２７番から受付番号３０番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第６号の受付番号２７番から受付番号３０番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野会長職務代理者の復席をお願いします。

（岡野会長職務代理者復席）

１．議　長（中山会長）

続いて、受付番号３１番について審議いたします。３番菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

１．議　長（中山会長）

それでは審議します。受付番号３１番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第６号の受付番号３１番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議　長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第６号の受付番号３１番については原案のとおり承認することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

（菊地委員復席）

１．議　長（中山会長）

続いて、受付番号３２番、受付番号３３番について審議いたしますが、５番、私、中山が議事参与の制限となっておりますので、岡野会長職務代理者に議長を交代いたします。岡野会長職務代理者よろしくお願いいたします。

（中山会長から岡野会長職務代理者に議長席を交代する）

１．議　長（岡野会長職務代理者）

議案第６号の受付番号３２番、受付番号３３番につきましては、５番中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、岡野が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、中山会長は退席をお願いいたします。

（中山会長退席）

１．議　長（岡野会長職務代理者）

それでは審議いたします。受付番号３２番、受付番号３３番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議　長（岡野会長職務代理者）

質問がないようですので、採決いたします。議案第６号の受付番号３２番、受付番号

３３番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

１．議　長（岡野会長職務代理者）

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第６号の受付番号３２番、受付番号３３番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の復席をお願いします。

（中山会長復席）

１．議　長（岡野会長職務代理者）

中山会長が議事参与の制限となっておりました、議案第６号の受付番号３２番、受付番号３３番につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

（岡野会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する）

１．議　長（中山会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上審議の結果、議案第６号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

１．議　長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項２件について一括して事務局より報告願います。

１．事務局（飯山係長）

報告事項①「農地法第５条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は２２ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が３件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための所有権移転が２件、分譲住宅建築のための所有権移転が１件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は２３ページ、２４ページをご覧ください。

今回の合意解約は６件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが２件、耕作者変更のためのものが１件、中間管理事業に変更するためのものが３件となっております。

報告は以上です。

１．議　長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、６月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和８年６月１０日

つくばみらい市農業委員会

議　　長　　㊞

議事録署名委員　　㊞

議事録署名委員　　㊞